平成30年10月3日

会員各位

鎌倉市医師会会長　井口　和幸
地域保健担当理事　花岡　正人
宮下　　明

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等についてに関する運用上の取扱いについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事　高井　昌彦

「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」に関する運用上の取扱いについて

時下　益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて今般、標記について厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室等より各都道府県・指定都市・中核市民生主管部等あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。
本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記によりPDF形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ　http://www.kanagawa.med.or.jp/
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課　担当：岩田
横浜市中区富士見町３－１
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介121)

平成30年9月11日

都道府県医師会

担当理事　殿

日本医師会常任理事

江　澤　和　彦

「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」に関する
運用上の取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等につきましては、本年4月6日付（介12）においてご連絡させていただきましたが、平成30年1月31日深夜に札幌市で発生した火災において、高齢の生活保護受給者の方を中心に多数の死傷者が出る甚大な被害となったことから、厚生労働省、消防庁、国土交通省より生計困難者等が居住する施設等に係る防火安全対策の助言等の取組を実施する上での留意点に関する通知が発出されたところであります。

本件につきましては、厚生労働省等に対し、例えば福祉事務所が防火上の問題を発見した場合にどのように対応すればよいのか等、具体的な運用に関して相談があることから、今般、厚生労働省よりこうした疑義に関する取扱いに関する参考となる事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。